



日医発第 410 号（医経）

令和 5 年 5 月 23 日

都道府県医師会
担当理事殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

令和 5 年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について

今般、厚生労働省、財務省、国税庁より「令和 5 年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について（協力依頼）」が発出され、本会にも協力依頼がございましたので、ご案内申し上げます。

消費税のインボイス制度については、令和 3 年 5 月 25 日付通知文（税経 20）、令和 4 年 2 月 8 日付通知文（税経 88）、令和 4 年 11 月 21 日付通知文（日医発第 1646 号）、令和 5 年 2 月 9 日付通知文（日医発第 2124 号）でも、ご案内しております。

今般の通知は、令和 5 年度税制改正でインボイス制度に関する負担軽減措置等が講じられたことも踏まえ、別添資料の通り、①令和 5 年度税制改正等、②事業者への個別相談対応、③登録申請、④中小企業等に向けた支援措置について、改めて周知等の協力依頼を受け、ご案内するものです。

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。

インボイス制度においては、買手（注 1）として消費税の仕入税額控除を受けるためには、インボイスの保存が必要になります。売手（注 2）としてインボイスを発行するには適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）として税務署に登録を受ける必要があります、そのためには課税事業者となる必要があります。

（注1） 薬品・材料の仕入れ、医療機器・備品等の購入や、その他の経費を支出し、請求書や領収書を受取ったとき

（注2） 事業者に対する健診や予防接種などの領収証や請求書を発行するとき（日常診療で患者さんに発行する領収証はインボイスの必要はない）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、医療機関向けの補助資料として、上記通知（日医発第 2124 号）の補助資料としてお送りした「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」を、改めて送付いたしますのでご参照いただければ幸いです。特に以下の方は必ずご確認ください。

- ・消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
- ・事業者宛に課税売上（健康診断等）の請求書や領収書を出す医療機関等

【添付資料】

- ・令和 5 年度税制改正を踏まえたインボイス制度に関する周知等について（協力依頼）
（令和 5 年 5 月 17 日 厚生労働省・財務省・国税庁）

※以下、上記文書の（別紙）に記載されたリンク集より一部のみを添付しております。

- ・インボイス制度に関する改正について（令和 5 年 4 月 国税庁）
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>
- ・インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧（国税庁）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>
- ・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省 令和 4 年 3 月 8 日改正）
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice/invoice_qanda.pdf

【補助資料】

- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応（日本医師会）
（令和 5 年 2 月 9 日付通知文（日医発第 2124 号）添付資料の再送付）

※日医ニュース（令和 3 年 12 月 5 日）「医療問題 Q&A 消費税のインボイス制度」も是非ご参照ください。

<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010363.html>